

令和6年度分 随意契約一覧

施設名：東京かつしか赤十字母子医療センター			作成者職・氏名		会計課長 谷口 裕之		
No.	①物品等又は役務の提供の 名称及び数量	②随意契約担当部課の 名称及び所在地	③随意契約を 締結した日	④随意契約の相手方の 氏名及び住所	⑤随意契約にかかる 契約金額	⑥随意契約によることとした理由	⑦その他必要な事項 (備考)
1	電子カルテ更新に伴う端末複 製作業・端末展開作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年8月1日	株式会社エフシーケー 東京都世田谷区等々力2-32-19	2,640,000円	現行の電子カルテ導入業者のサービス部門 (独立)による更新作業であり、当該シス テムに精通していることから「契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に該当するため」 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	電子カルテ更新に伴う看護支 援システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年9月9日	株式会社ケアコム 東京オフィス 東京都千代田区岩本町2-3-3 ザイマックス岩本町ビル1階	1,408,000円	現行の電子カルテに導入している看護支援シ ステムの更新であることから「契約の性質又 は目的が競争を許さない場合に該当するた め」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	電子カルテ更新に伴う検査部 門システム及び生体情報シス テムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年9月9日	日本光電工業株式会社 東京支社 東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデングートタワー6階	1,785,960円	現行の電子カルテに導入している検査部門シ ステム及び生体情報システムの更新であるこ とから「契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため」(日本赤十字社会計 規則第36条第4項)	
4	電子カルテ更新に伴うSFC看 護勤務システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年9月20日	株式会社ケアコム 東京都千代田区神田錦町3-13-7 名古屋ビル本館1階	2,002,000円	現行の電子カルテに導入している看護勤務シ ステムの更新であることから「契約の性質又 は目的が競争を許さない場合に該当するた め」(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	電子カルテ更新に伴う診療情 報管理システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年6月21日	インフォコム株式会社 東京都港区赤坂9-7-2 ミッドタウン・イースト棟10階	2,750,000円	現行の電子カルテに導入している診療情報管 理システムのサービス終了により、インフォ コム社のシステムのみ更新に紐付いているた め 「契約の性質又は目的が競争を許さない場 合に該当するため」(日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	
6	電子カルテ更新に伴う診断書 作成システムの更新作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年6月21日	インフォコム株式会社 東京都港区赤坂9-7-2 ミッドタウン・イースト棟10階	2,145,000円	上記5の診療情報管理システムに連動して使用 することから「契約の性質又は目的が競争を 許さない場合に該当するため」(日本赤十字 社会計規則第36条第4項)	
7	電子処方箋導入にかかる作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年9月26日	富士通Japan株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	4,548,500円	電子カルテに付随する機能であり導入業者の 作業であることから「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当するため」(日本 赤十字社会計規則第36条第4項)	

令和6年度分 随意契約一覧

施設名：東京かつしか赤十字母子医療センター			作成者職・氏名		会計課長 谷口 裕之		
No.	①物品等又は役務の提供の 名称及び数量	②随意契約担当部課の 名称及び所在地	③随意契約を 締結した日	④随意契約の相手方の 氏名及び住所	⑤随意契約にかかる 契約金額	⑥随意契約によることとした理由	⑦その他必要な事項 (備考)
8	クレジット端末導入にかかる 作業	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和7年1月21日	富士通Japan株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	2, 101, 000円	医事会計システムに付随する機能であり導入 業者の作業であることから「契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に該当するため」 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	AI技術活用促進事業にかかる ポータルサイトの作成	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年12月23日	テクノブレイブ株式会社 東京都千代田区神田三崎町3-1-1 神保町北東急ビル1階	3, 245, 000円	アマゾンウェブサービス(AWS)を活用したシステム 構築に於いて16ヶ月と短期間で導入させるため には、当院で唯一作業実績のある同社を選定した。 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該 当するため」(日本赤十字社会計規則第36条第4 項)	
10	AI技術活用促進事業にかかる データウェアハウスの導入	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年12月23日	富士通Japan株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	1, 232, 000円	予定価格が160万円を超えない財産を購入した (日本赤十字社会計規則施工細則第35条第2 項)	
11	AI技術活用促進事業にかかる 回線構築	事務部 会計課 葛飾区新宿3-7-1	令和6年12月23日	株式会社きんでん 東京都品川区東五反田5-25-12 きんでん五反田ビル	1, 155, 000円	予定価格が160万円を超えない財産を購入した (日本赤十字社会計規則施工細則第35条第2 項)	